

別記一

解 告 通 知

今般就業規則第十三条に依り本月限り解雇致し候  
此般及通知候也

昭和五年八月十八日

株式会社行政学会印刷所

致

別記二

決議文

吾々各議員五名三對三大白付解雇成り候社に發送シル又吾々各議員負  
源誠、結果右解雇に就て絶對及村に決議ラズ

昭和五年八月十九日

行政学会印刷所各議員

大庭公平 殿

別記二

熱誠なる町民諸君に訴ふ

男と雖も折初御近所皆、標に迷惑と掛り申訳ありません  
又私達等該團に對し陰に陽に悪接と下流な事は深く、口謝致し  
ませ、扱へ私達等最近の社会情勢から押して決議を敢行するとは妥当な  
かと考へる所りませぬが、併に此般会社を取ました態度は、社会の  
不景氣の名を利用して、即ち不景氣を以てのぞ、私達に對し是れは不  
当なる値下を要求して来たおあります、それらに對して私達は再々  
協議会に於てほんとうに会社お苦しいのであれば私達としても譲歩するお  
らどうも、よく解る格に説明して貰いたいと、協議会に於て申しました所か  
ら、重大問題に對し、会社は徳に答辯を避ける感情と走らうと、誠意を  
い、会社の態度をおますた、